

有田市教育大綱

令和3年3月改訂

有 田 市

1. 改定の趣旨

平成 27 年 4 月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が一部改正され、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び地方公共団体の首長と教育委員会との連携強化が図られています。

これにより市長は、総合教育会議において、教育委員会と協議し、教育振興に関する施策の大綱を策定することとされております。平成 28 年 3 月に、第 4 次有田市長期総合計画の分野別まちづくり目標である「心の豊かさを実感できるまち」「魅力あふれるまち」における教育分野の目標を実現するため「有田市教育大綱」（以下「大綱」という。）を策定しましたが、令和 3 年 3 月に第 5 次有田市長期総合計画が策定されたことに伴い大綱の改定を行いました。

2. 大綱の位置付け

第 5 次有田市長期総合計画は、将来都市像「人が輝き まちが色づく魅了都市 ありだ」の実現を目指し、以下の 3 つの基本理念を掲げています。

1. 『みんなの可能性を伸ばすまち【Active Growth】』
2. 『みんなで元気なまちにする意識【Active Sense】』
3. 『新たな生活スタイルで活動的に生きる【Active Style】』

それぞれの理念に基づき、市民一人ひとりがまちづくりを進めていくことはもちろんのこと、この 3 つの理念が一つになった姿をみんなで共有し、8 年後もみんなが躍動する有田市を目指しています。

教育とは人づくりであり、まちづくりの基盤をなす、将来への投資です。「次代を担う人材育成」を市の最重要施策として位置づけ、第 5 次有田市長期総合計画の分野別まちづくり目標である「心豊かな人を育み、地域で支え合うまち」における教育分野の目標を実現するための指針として本大綱を定めるものです。

3. 大綱の期間

本大綱が対象とする期間は、第 5 次有田市長期総合計画に合わせ終期を令和 10 年度とし、以降、長期総合計画の改定時に随時、内容を見直すものとします。

第1節 学校教育

1. 基本理念

認め合い、学び合い、郷土を愛する子どもの育成を図る

2. 基本方針

(1) 学校教育の充実

- ・義務教育9年間を見通した特色ある教育活動と小中連携の推進
- ・学校、家庭、地域の連携・協働による学校づくりの推進

(2) 幼稚園・保育所・小学校の連携強化

- ・小学校と保育所・幼稚園との連携の強化
- ・教育・福祉・保健の一体的な取組による就学先の決定

(3) 学校保健の充実

- ・心身ともに健康な児童生徒の育成
- ・専門機関との連携の強化

(4) 教育環境の整備充実

- ・大規模改修等による快適で効率的な教育環境の実現
- ・Society5.0を見据えた教材や教育機器の整備

(5) 統合中学校の開校

- ・次代のモデルとなる学校づくり
- ・自ら未来を切り拓くことのできる人材の育成

3. 主な施策

(1) 学校教育の充実

○ 義務教育 9 年間を見通した特色ある教育活動の推進

小中連携の強化により、義務教育 9 年間を見通した組織的・計画的・継続的な学校教育活動の充実を図ります。また、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開します。

○ 学校、家庭、地域の連携・協働による学校づくりの推進

学校運営協議会、コミュニティ・スクール連絡協議会の充実を図り、コミュニティ・スクールのさらなる推進に取り組みます。コミュニティ・スクールの仕組みを生かし、地域とともにある、魅力ある学校づくりを展開します。

《 学力・体力向上に向けた取組の推進 》

教員の授業力向上のための各種研修会の開催、学力調査の活用、集団づくりアンケートの実施等、児童生徒の学力向上に取り組みます。

新体力テスト、体力アッププランの活用、運動部活動の充実等、体力向上を図ります。

《 特別支援教育の推進 》

子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行います。

《 読書環境・読書活動の充実 》

学校図書館を活用した授業を推進し、読書環境や読書活動の充実を図ります。

《 教育相談体制の充実 》

専門家による相談活動の充実、福祉・保健との連携を強化します。

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、適応指導教室等による教育相談体制の充実に取り組みます。

《 情報教育の推進 》

ICT[※]の活用でわかる授業の実現を図るとともに、子ども一人ひとりの情報活用能力（情報モラルを含む）を育成します。

《 外国語教育の推進 》

ALT[※]体制の充実や教員研修の充実を図ります。

《 地域との連携・協働 》

児童会・生徒会リーダー研修や校外活動、職場体験等地域と連携した教育の充実に取り組みます。

※ ICT Information and Communication Technology（情報コミュニケーション技術）の省略。

※ ALT Assistant Language Teacher（外国語授業の補助を行う外国語指導助手）の省略。

(2) 幼稚園・保育所・小学校の連携強化

- 小学校と保育所・幼稚園との連携の強化
小学校と保育所・幼稚園の交流事業（就学前児童の体験入学や学校長による保育所・幼稚園訪問）など、連携をさらに強化することにより、保育所・幼稚園から小学校への円滑な接続に努めます。
- 教育・福祉・保健の一体的な取組による就学先の決定
就学先の決定に向け、要支援児童の状況を把握し、本人、保護者の意思を尊重しつつ、教育・福祉・保健の担当者が相互に密接な連携を図ります。

(3) 学校保健の充実

- 心身ともに健康な児童生徒の育成
自他の健康・安全に関心を持ち、心身の健康の保持増進を図ることができる児童生徒を育成します。
- 専門機関との連携の強化
学校医など、地域の専門機関と連携を図りながら、児童生徒の健康課題に対応するため、教員や保護者を対象に研修等を実施します。

(4) 教育環境の整備充実

- 大規模改修等による快適で効率的な教育環境の実現
老朽化対策などの大規模改修等により、快適で効率的な教育環境の実現のため計画的な施設整備を行います。
- Society5.0を見据えた教材や教育機器の整備
一人一台端末を活用した学習教材の整備により、子ども一人ひとりの能力や適性に応じて個別最適化された学びの実現を目指します。AIの急速な発達による社会変化、産業構造変化に対応できるようタブレット端末やインターネットなどの情報通信技術を活用した教育に一層取り組んでいきます。

(5) 統合中学校の開校

- 次代のモデルとなる学校づくり
市内4中学校を統合した「有和中学校」では、「文武両道・ICT教育の推進」をコンセプトに、次代のモデルとなる教育のイノベーション*を目指します。
- 自ら未来を切り拓くことのできる人材の育成
「知・徳・体」の調和のとれた郷土を愛する子どもの育成に取り組むとともに、AI時代を見据え、多様な他者と関わりながら、自ら未来を切り拓くことのできる人材を育成します。

※ 教育のイノベーション 新たな学びの方法や教育環境の改革

第2節 生涯学習

1. 基本理念

集い・学び・つなげる地域の力

2. 基本方針

(1) 世代をこえて集う 場づくり

- ・住民のニーズにあった生涯学習機会の提供
- ・生涯学習施設の整備・有効活用
- ・生涯スポーツの推進
- ・情報発信の充実

(2) 世代をこえて学ぶ 人づくり

- ・核となる人材の発掘
- ・文化的活動の支援と地域の文化財の保護
- ・子育て・家庭教育支援と青少年の健全育成の推進
- ・高齢者の社会参加の推進

(3) 世代をこえて支え合う まちづくり

- ・地域の課題解決に向けた取り組みの推進
- ・地域づくりのための推進体制の確立

3. 主な施策

(1) 世代をこえて集う 場づくり

○ 住民のニーズにあった生涯学習機会の提供

各地域、各世代が抱える課題やニーズを的確に捉え、人が成長する各段階において「学び」を自由に選択・体験・参加できるよう、ライフステージに応じた学習機会の提供に努めます。

○ 生涯学習施設の整備・有効活用

《 公民館 》

誰でも気軽に出入りできる公民館としての環境づくりに努め、新規利用者や若い世代などの幅広い参加を促進する事業を積極的に実施します。

また、地域における文化活動の充実や、地域の課題解決をめざした講座やサークルの開催に努めます。

《 市民会館 》

市民会館を本市の文化芸術創造の場として、本市の魅力を発信するとともに、新しい文化芸術の創造を支援します。また、市民が身近に文化芸術を享受できるよう、音楽や演劇、映画などの鑑賞機会を提供します。

更に、各種式典やシンポジウム、講演会や市民講座などのイベント開催を通じて市民が集い・交流を生み出す場を提供するとともに、市民がイベントを開いて鑑賞し語り合うなど、市民会館が来館者でにぎわう憩いの場となるよう、施設として社会情勢に対応した IT 環境等設備の充実、運用改善に努めます。

《 図書館 》

図書館では、市民のライフステージに応じた課題解決、調査研究を支援するため、社会情勢の変化に対応した情報発信、資料の充実、環境の整備を継続して進めていきます。

また、人生が豊かになり充実感を味わえるようなイベントを、世代別に企画開催します。

人と本（情報）を繋ぐだけでなく、人と人とのコミュニティが築けるような場の提供に努めます。まちの自然や文化・歴史など地域の様々な情報を集積し、提供することで、市民の自発的で自立したまちづくりの力を生み出す図書館をめざし、住民の自主的な学習要望である「知りたい」「学びたい」をハード・ソフト両面から支援します。

《 郷土資料館 》

郷土資料館では、特別展の開催や定期的に常設展の展示物入れ替え等を行い、魅力ある施設になるよう努めます。

また、地域の歴史や文化への理解と愛着を深められるよう、各種講座を実施し、歴史や文化が身近に感じられるよう、展示内容の工夫に努めます。

《 体育施設等 》

市内には、ふるさとの川総合公園内運動施設、市民体育館、市民球場、市民水泳場などの体育施設があります。新たなプロジェクトとして、市民水泳場をジムやスタジオを併設した総合フィットネス施設として整備し、続いてその周辺に総合運動公園の整備を行います。

老朽化が進んでいる施設もあり、今後も市民が安全、快適に施設を利用していくために、改修や修繕等に取り組みます。

○ 生涯スポーツの推進

スポーツは、競技としてだけではなく、体力の向上や、精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたり効果をもたらします。

有田市では、生涯スポーツへの参加を促進するため、市民総合スポーツ大会、スポーツ教室などを開催し、幅広い年齢層の人々にスポーツの機会を提供するよう努めます。また、新たに整備するスポーツ拠点等を活用し、多世代が健康増進活動や交流を図ることができる場を創出します。

○ 情報発信の充実

従来の市広報紙、チラシ配布等の手段に加え、インターネットを利用した情報発信を積極的に実施します。

また、市内生涯学習活動のみならず、県内の情報も広く収集及び提供することで、市民の様々な学習活動への参加を促進します。

(2) 世代をこえて学ぶ 人づくり

○ 核となる人材の発掘

地域の生涯学習活動を活性化させていくためには、リーダーや指導者の育成と活用が求められます。公民館や体育施設などでは、音楽や文化、スポーツをはじめ様々な学習をしている市民が多く、サークル活動などを通じて継続的に学習活動が展開されています。

しかし、地域にはまだまだ豊富な知識や技能をもった方々がおられます。このような様々な能力を持った市民は市の財産であり、このような市民を発掘し、活動の場をつくるよう努めます。

○ 文化的活動の支援と地域の文化財の保護

有田市では文化祭、美術展、芸能大会、各公民館の作品展・文化展など多くの文化的イベントが開催されてきました。

今後は、身近な伝統文化を保存伝承し、愛郷心と郷土への誇りを育み、有田地域に根ざした芸術文化活動を活性化することが求められています。

また、本市は伝統的な行事や郷土芸能が受け継がれている他、重要文化財の建造物や仏像が多数あります。これらの貴重な文化財を次世代に残し、地域の財産として大切に保護し活用するため、郷土への愛着を生み出

す事業の実施に積極的に取り組みます。

○ 子育て・家庭教育支援と青少年の健全育成の推進

家庭、保育所、学校、企業、青少年等の育成に関わる地域の団体との連携を密にし、公民館等を拠点とした家庭支援・育児支援講座の開催に努めるとともに、コミュニティスクールと連携した地域学校協働活動を推進し、地域全体で子どもたちの成長を支える仕組みを整備します。

また、伝統行事への参加を通して、地域とのコミュニケーションを図り、社会と積極的に関わる人間として成長するよう支援するとともに、次代を担う青少年のリーダーを育成するために、各種研修会の開催に努めます。

○ 高齢者の社会参加の推進

長年培ってきた技能や知識を地域に還元したいという意欲のある高齢者に対し、地域活動のリーダーとして自主的な活動ができるよう支援を行うとともに、高齢者の生きがい、健康増進のための学習機会や、社会参加の機会の充実に努め、学ぶ立場と指導する立場の両面での活動を支援します。

また、地域の高齢者が孤立することのないよう、公民館へ来て新しい仲間を作れるような取り組みに努め、高齢者を対象とした教養講座やイベント事業の充実に努めます。

(3) 世代をこえて支え合う まちづくり

○ 地域の課題解決に向けた取り組みの推進

急激に社会情勢が変化している昨今、様々な地域課題解決に対し、個々人で取り組むのではなく、地域が一体となって取り組んでいく必要があります。

また、地域住民が日頃から地域課題に対し共通認識を持つとともに、住民同士がつながりを強めておくことは、災害時などの共助の基盤作りに繋がります。

有田市の各公民館においても、各サークルの自主的な活動の場としての利用のみならず、豊かな生活を送るための各種講座、地域住民の交流促進のための意見交換会、地域課題に密接に係わるような防災講座など、地域の特性に応じた公民館主催事業の実施に取り組んでいます。

今後も、実施講座の充実にとどまらず、地域住民自身が、自主的に地域課題に対して学習活動や課題解決に取り組む拠点としての機能を初め、教育委員会及び公民館職員が地域課題を把握し、地域づくりのコーディネーターを行う場としての機能を、公民館が果たしていくように努めます。

また、学校と地域の連携・協働を深め、お互いの課題を解決するため

「学校を核とした地域づくり」に取り組めます。

○ **地域づくりのための推進体制の確立**

地域づくりを進めていくためには、行政による取り組みだけでは不十分であり、地域住民による自主的・自立的な地域活動が必要不可欠です。

本市においても、自治会や育成会、婦人会などの市民団体が地域づくりに積極的に取り組まれており、その活動に対し補助金等による支援を行ってきました。

今後も、このような団体による活発な地域活動により、地域コミュニティの形成が成され、さらなる発展が図られるよう、積極的かつ継続的に支援していくとともに、各団体の自主性・自立性を尊重しながら、連携及び協働を進めていきます。